

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市実行委員会

第 3 回総務企画専門委員会



日 時 : 令和 6 年 2 月 13 日 (火) 10 時 00 分より
場 所 : 湖南市役所東庁舎 3 階 大会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目 次

次 第	・ ・ ・	1
委員名簿	・ ・ ・	2
議 事		
第 1 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省識別用品整備要項（案）	・ ・ ・	3
第 2 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省遺失物・拾得物取扱要項（案）	・ ・ ・	5
第 3 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省保険加入要項（案）	・ ・ ・	19
第 4 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省ボランティア募集要項（案）	・ ・ ・	24
第 5 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省観光・おもてなし実施要項（案）	・ ・ ・	30
第 6 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省案内所・休憩所設置要項（案）	・ ・ ・	31
第 7 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省歓迎装飾実施要項（案）	・ ・ ・	33
第 8 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ湖南省売店設置運営要項（案）	・ ・ ・	34
参考資料		
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会則	・ ・ ・	52
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会専門委員会規程	・ ・ ・	56
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省広報基本計画	・ ・ ・	59
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市民協働基本計画	・ ・ ・	61
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省観光・おもてなし基本計画	・ ・ ・	62
別冊資料		
国スポ・障スポ PR 事業報告【11 月～ 1 月】		

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ湖南省実行委員会

第 3 回総務企画専門委員会

次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 報告事項

国スポ・障スポ PR 事業報告【11 月～1 月】

4 議 事

第 1 号議案 わた SHIGA 輝く 国スポ湖南省識別用品整備要項（案）

第 2 号議案 わた SHIGA 輝く 国スポ湖南省遺失物・拾得物取扱要項（案）

第 3 号議案 わた SHIGA 輝く 国スポ湖南省保険加入要項（案）

第 4 号議案 わた SHIGA 輝く 国スポ湖南省ボランティア募集要項（案）

第 5 号議案 わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ湖南省観光・おもてなし実施要項（案）

第 6 号議案 わた SHIGA 輝く 国スポ湖南省案内所・休憩所設置要項（案）

第 7 号議案 わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ湖南省歓迎装飾実施要項（案）

第 8 号議案 わた SHIGA 輝く 国スポ湖南省売店設置運営要項（案）

5 その他

6 閉 会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会
総務企画専門委員会 委員名簿

令和 6 年 2 月 1 日現在
(順不同・敬称略)

委員長（１名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
産業・経済関係	一般社団法人湖南省観光協会	会長	中澤 実仟盛

副委員長（１名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
産業・経済関係	公益社団法人湖南工業団地協会（甲西陸運株式会社）	取締役部長	青木 克英

委員（９名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
産業・経済関係	湖南省商工会	経営指導員	野村 陽子
産業・経済関係	湖南省工業会（株式会社アンサー）	代表取締役	北川 明広
医療・福祉関係	社会福祉法人湖南省社会福祉協議会	事務局次長	山口 雅己
スポーツ関係	湖南省スポーツ協会	副会長	福島 康男
産業・経済関係	甲賀農業協同組合教育文化事業部	部長	山城 昭樹
市民団体・各種団体	湖南省地域代表者会	会長	山中 邦夫
市関係	商工観光労政課	課長	野崎 博
市関係	秘書広報課	課長	坂田 真紀
市関係	学校教育課	課長	大濱 早苗

委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 9 名

合計 11 名

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会 事務局員名簿

実行委員会	役職	氏名
事務局長	部長	竹内 範行
事務局次長	次長	今村 典生
	課長	吉永 恵子
	係長	中村 作正
	主任主事	田中 一樹
	主事	岩山 南美

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、湖南省市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

（１）リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

（２）国スポ

- ア IDカード（カードケースを含む）
- イ 服飾品（帽子及びジャンパーをいう。）
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配付とすることができるものとする。

- （１）大会役員
- （２）競技会役員
- （３）競技役員
- （４）競技補助員
- （５）競技会係員
- （６）競技会補助員
- （７）選手、監督、大会関係者
- （８）視察員、報道員
- （９）その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として、市実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

ただし、競技団体等が識別用品を整備する場合のデザインについては、この限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金額は、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和6年2月13日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- （1）遺失物及び拾得物の届出先は、競技会場の受付案内担当等とし、受付案内担当等が取扱業務及び一時保管を行うものとする。
- （2）受付案内担当は、その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合は、競技会場の総務担当へ引き継ぐものとする。
- （3）総務担当等は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐものとする。
- （4）競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- （1）拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付して一時保管する。
- （2）遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）及び遺失物一覧簿（様式第 6 号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第 3 号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書（様式第 5 号）の届出番号を伝えとともに、当該遺失者に対して、甲賀警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、本人確認として、いつ・どこで・何を（見た目、何が入っているかも含め）等遺失物の情報の聞き取りにより行い、確認できなければ運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第8号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金等請求権を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第9号－1、様式第9号－2）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務担当は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会に引き継ぐ。ただし、総務担当は、拾得の翌日から起算して7日以内に甲賀警察署へ引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 市実行委員会は、総務担当から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第10号）を添えて甲賀警察署に引き継ぐ。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を甲賀警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、甲賀警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を甲賀警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における遺失物及び拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) わた SHIGA 輝く障スポ及びそのリハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについては、滋賀県が設置したわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会とは別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和6年2月13日から施行する。

拾得物受理書

受理日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分											
拾得日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃											
拾得場所													
物件	現金	総 額		金 額 内 訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円		
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円		
	物品	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)									点 数	
	拾得者	氏 名	フリガナ				電 話	自 宅					
								携帯電話					
	住 所	〒											
権利放棄の意思	上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。												
	令和 年 月 日 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署)												
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※権利を放棄しない場合は記入											
拾得物返還通知書の希望		※権利放棄しない場合、且つ氏名等告知の同意「有」の場合に記入 ☐ 有 ☐ 無											
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権											
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会 会長 取扱担当者氏名 (自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効											

※太枠内部分は、原則拾得者に記入していただくこと

拾 得 物 受 理 書 (控 え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察から
拾得者様宛に拾得物の通知をすることがあります。

受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分											
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃											
拾 得 場 所													
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円		
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円		
	物 品	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)									点 数	
	拾得者	氏 名	フリガナ					電 話	自 宅				
									携帯電話				
	住 所	〒											
権利放棄 の 意 思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。 令和 年 月 日 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署)											
氏 名 等 告 知 の 同 意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※権利を放棄しない場合は記入											
拾得物返還通知書の希望		※権利放棄しない場合、且つ氏名等告知の同意「有」の場合に記入 ☐ 有 ☐ 無											
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権											
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会 会長 取扱担当者氏名 (自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効											

注 1 この拾得物受理書（控え）は、湖南省実行委員会及び甲賀警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。

2 拾得者は、拾得物の評価額の 5 ～20%の 2 分の 1 の範囲内で報労金を受け取れます。（権利放棄された方は該当しません。）

3 落とし主がわからないときは、本日から 7 日以内に湖南省実行委員会から甲賀警察署へ提出します。なお、甲賀警察署への提出後、さらに 3 か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。

4 詳細につきましては、甲賀警察署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、湖南省実行委員会が所管警察署へ届出した翌日から 3 か月を経過した日から 2 か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。

5 所管警察署は以下のとおりです。

該当	名 称	郵便番号	所在地	電話番号
☐	甲賀警察署	528-0005	甲賀市水口町水口 6026 番地	0748-62-4155

競技名(種別) _____

受理会場 _____

拾 得 物 一 覧 簿

受理 番号	拾得日時	拾得場所	物件(種類及び数量)			拾得取扱担当者	備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等	返還取扱担当者	
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃						1 返還済 (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

※ 受理番号については、複写式の拾得物受理書の受理番号と同一となるよう、競技開始日からの通し番号を記載してください。

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		

遺失物届出書

届出番号		第 号								
届出日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分								
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃								
遺失場所										
遺失者	住 所	〒								
	フリガナ									
	氏 名									
	電 話	自 宅 ()				携帯電話 ()				
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円	
			500 円		100 円		50 円		10 円	
			5 円		1 円					
	物 品	種 類	特 徴 等 (形 状 ・ 模 様 ・ 品 質 等)						点 数	
	備 考									
上記の旨について、誤りがないことに同意します。 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会 会長 様 令和 年 月 日 署名 _____ (自署)										

拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合には、
当該遺失者に対して、甲賀警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
連絡日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
返還取扱担当者	拾得物受理番号		第 号
連絡結果	☐ 遺失者本人に連絡		令和 年 月 日
	☐ 遺失者本人に返還		令和 年 月 日(郵送の場合は着払い)
	☐ 拾得者へ電話連絡		令和 年 月 日
	☐ 拾得者への返還通知書の送付		令和 年 月 日
	☐ 拾得者への返還通知希望無し		

競技名(種別) _____

受 理 会 場 _____

遺 失 物 一 覧 簿

届出 番号	遺失日時	遺失場所	遺失物			受理取扱担当者	備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等	返還取扱担当者	
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						
	月 日 時 分頃						

※ 届出番号については、重複した番号とならないよう競技開始日からの通し番号で記載してください。

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・品質等)
上記の物件を受領しました。 令和 年 月 日 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 湖南市実行委員会 会長 様 住 所 _____ 氏 名 _____ (自署) 電 話 _____ () _____ 拾得者に対して、住所・氏名・電話番号を教えることに ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。			
返還時本人確認方法		☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他 ()	
返 還 担 当 者			

※太枠内部分は、原則遺失者に記入していただくこと

委任状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____ 印

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので申し添えます。

また、遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市実行委員会

所 在 地 湖南市中央一丁目1番地
電話番号 0748-71-2325

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利がありますが、氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対してあなたの氏名等を告知すること及びあなたに対して遺失者の氏名等を告知することは出来かねます。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、遺失者にあなたの氏名等を告知し、報労金の支払いを教示しますので、下記までご連絡ください。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市実行委員会

所 在 地 湖南市中央一丁目1番地
電話番号 0748-71-2325

拾 得 物 届 出 書

警察署長 様

住所	湖南省中央一丁目 1 番地
事務所名 代表者名	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 湖南省実行委員会 会長
担当者氏名（自筆）	
電話番号	0748-71-2325

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、本市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技名（種目）			受理会場			
拾得受理番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名・住所・電話番号等	権利等	拾得日時・場所	備考
	現金（内訳）	物品				
	合計 円 (金種内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他連絡先	☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権 氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無	月 日 時 分頃 場所	
	合計 円 (金種内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他連絡先	☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権 氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無	月 日 時 分頃 場所	

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

市実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険、傷害保険及びボランティア活動保険に加入するものとし、保険内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任保険

国スポ開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、総合案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保 険 金 額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等での医師又は看護師等の業務により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保 険 金 額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保 険 金 額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3,000 万円	3 億円	3 億円

エ 受託物賠償事故

市実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保 険 金 額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

(2) 傷害保険

被保険者が、国スポ開催期間中等に国スポの準備若しくは国スポの運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、市実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

被 保 険 者	保 険 金 額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入 院	通 院
大 会 役 員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
競 技 会 役 員			
競 技 役 員			
競 技 補 助 員			
一般観覧者			
医 師	1 億 5,000 万円	30,000 円	10,000 円
看 護 師	3,000 万円	10,000 円	5,000 円
理学療法士			

(3) ボランティア活動保険

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償及び競技会補助員が国スポ開催期間中等に国スポの準備若しくは国スポの運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物	5 億円	5 億円

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会補助員	1,040 万円	6,500 円	4,000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象としない。

（１）損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

（２）傷害保険

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病又は心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺又は犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

（３）ボランティア活動保険

同項第１号及び第２号に準じる。

5 事故報告

- （１）大会期間中等に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第１号）を提出するものとする。
- （２）市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- （１）この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- （２）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和６年２月１３日から施行する。

(様式第1号)

事故報告書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会 会長 様

報告者 _____

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	T E L	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 競技補助員 競技会補助員 ・ 医師 ・ 看護師 ・ 一般観覧者
	住 所	
	氏 名	年齢 歳 男 ・ 女
	T E L	
医療機関	名 称	
	T E L	
	担当医師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	

わた SHIGA 輝く 国スポ 湖南省市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く 国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ 湖南省市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

区分	主な活動内容
受付・案内	競技会場での競技会参加者の受付、会場案内及び資料配布等
休憩所・弁当配布	休憩所でのドリンクサービス及び接待並びに弁当引換所での弁当の配布及び空き箱回収等
会場整理・誘導	競技会場での一般観覧者等の誘導等
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
駐車場整理	競技会場周辺及び駐車場での交通整理並びに誘導
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間及び募集人数

募集期間及び募集人数は次のとおりとする。

ただし、実行委員会は必要に応じて適宜変更ができるものとする。

- （１）募集期間：協議の上、定める。
- （２）募集人数：協議の上、定める。

5 応募要件

中学生以上の方で、以下の各号のいずれかに該当すること。

ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- （１）本市に在住、通勤、通学している個人
- （２）本市に活動拠点を有する団体
- （３）上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

6 応募方法

所定の申込書（様式 1-1、1-2）に必要事項を記入し、実行委員会に持参、郵送、メールのいずれかにより申込む。

7 登録・抹消

（１）市実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

（２）市実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

- ア 本人もしくは団体から申し出があった場合
- イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
- ウ 大会運営に支障があると判断したとき

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する知識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当を、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報（住所、氏名、生年月日、電話番号等）については、個人情報保護法をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。
- (2) 個人情報は、わた SHIGA 輝く国スポの大会運営のために使用し、その他の目的には使用しないものとする。ただし、登録管理及び配置計画等の策定にかかる業務委託先への情報提供及び会場警備のための警察及び警備関係者への情報提供をすることができるものとする。
- (3) 申込時にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。
- (4) 事前研修等を含む活動の際に撮影した写真及び動画はわた SHIGA 輝く国スポを広報する目的で、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会のホームページやその他の広報媒体に掲載することができるものとする。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

(様式 1-1)

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市ボランティア登録申込書 (個人用)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会 行
(湖南省市文化スポーツ課国スポ・障スポ大会準備室内)

令和 年 月 日

ふりがな		性別	男・女
氏 名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 歳 (申込当日現在)		
住 所	〒 滋賀県		
電話番号	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください	勤務先・学校名等	
E-mail			
【同意書】 ※ 申込者が高校生以下の場合は、必ず記入してください。 上記の者について、わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市ボランティアへ参加することに同意します。 保護者氏名 (署名) (続柄) 住所・連絡先			
希望する業務	第1希望 ()、第2希望 ()、第3希望 () ※下記の業務から選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、第1希望欄に⑤と記入してください。ただし、ご希望に沿えない場合があります。 ①受付・案内 ②競技会場 ③環境美化 ④おもてなし ⑤特に希望なし		
特記事項	※活動に活かしたい特技・経験、希望等があれば記入してください。		
<u>個人情報の取扱いについて</u> 個人情報は、わた SHIGA 輝く湖南省市ボランティア募集要項 14 個人情報の取扱い 1号から4号までの各号により取扱うものとします。 上記の取扱いに同意しますか。 ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。 (チェックの記入がない場合は、情報提供等はいりません。)			

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省市ボランティア登録申込書 (団体用)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会 行
(湖南省市文化スポーツ課国スポ・障スポ大会準備室内)

令和 年 月 日

団体名		団体人数	
団体住所	〒		
ふりがな		性別	男・女
代表者氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 歳 (申込当日現在)		
代表者住所	〒 滋賀県		
代表者連絡先 (電話番号)	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください		
E-mail			
希望する業務	※別紙「登録団体名簿」に、第1希望から第3希望まで、下記の業務から選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、第1希望欄に⑤と記入してください。 ただし、御希望に沿えない場合があります。 ①受付・案内 ②競技会場 ③環境美化 ④おもてなし ⑤特に希望なし		

滋賀県実行委員会への個人情報の提供について

応募者の個人情報については、湖南省市実行委員会が主催する大会運営のために活用し、その他の目的には使用しません。ただし、滋賀県が募集する大会運営ボランティア等への情報提供に同意された方は、滋賀県実行委員会へ参考情報として提供します。

参考情報としての提供に同意しますか。

☐ 同意します。 ☐ 同意しません。

(チェックの記入がない場合は、情報提供は行いません。)

【登録団体名簿】

(団体名：)

No.	ふりがな 氏 名	性 別	生年月日	年 齢	保護者同意		連絡先 電話番号	希望す る業務
					保護者氏名	続柄		
代 表 者		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2
2		男	昭和 . .					3
		女	平成 . .					1
3		男	昭和 . .					2
		女	平成 . .					3
4		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2
5		男	昭和 . .					3
		女	平成 . .					1
6		男	昭和 . .					2
		女	平成 . .					3
7		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2
8		男	昭和 . .					3
		女	平成 . .					1
9		男	昭和 . .					2
		女	平成 . .					3
10		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2
								3

※高校生以下の方は、保護者の同意が必要です。保護者同意欄については署名をお願いします。

※「希望する業務」欄には、第1希望から第3希望まで、希望する業務番号を記入してください。

※用紙が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ 湖南市観光・おもてなし実施要項(案)

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ 湖南市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、本市の観光・文化などの多彩な魅力の紹介や、本市への再訪を促進するための心のこもったおもてなしの提供について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 観光

大会参加者等に本市の様々な魅力に触れる機会を創出するため、本市の観光地や名産品等を市実行委員会ホームページや SNS 等で発信する。

(2) おもてなし

ア 接遇意識の高揚を図るため、競技会係員やボランティア等に対して必要な研修会等を行う。

イ 両大会終了後の本市へ「来てよかった」「また湖南市に来たい」と思っただけよう、大会参加者等との交流を図るため、競技会場等において本市の魅力を感じていただける取組を実施するほか、観光ガイドブック等の配布を行う。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、観光及びおもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和6年2月13日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ湖南省案内所・休憩所設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場、交流の場として利用するための休憩所の設置および運営に関し、必要な事項を定める。

2 案内所設置

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議のうえ主要駅等に設置する。また、受付案内所および休憩所は、競技会場に設置する。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更できる。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の設置期間は、競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、原則として開会行事または競技開始の 1 時間前から競技終了または閉会行事終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光・物産等の案内に関すること。
- エ 配布物の管理に関すること。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物・拾得物の取扱いに関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等への飲食物等の提供に関すること。
- イ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和6年2月13日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市歓迎装飾実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の歓迎並びに、市民の開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図るための歓迎装飾について、必要な事項を定めるものとする。

2 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

3 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

4 装飾内容

看板、横断幕、のぼり旗、プランター等を設置する。

なお、設置の際は、景観等に配慮し、華美・過大な装飾を避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。

5 その他

- （１）この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施に関して必要な事項は別に定める。
- （２）リハーサル大会における歓迎装飾については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和 6 年 2 月 13 日から施行する。

わた SHIGA 輝く 国スポ 湖南省市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ 湖南省市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く 国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性を図るとともに、湖南省の特産品等の紹介及び販売を促進するため、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ 湖南省市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、原則として競技会場に設置する。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、原則として競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了 30 分後までとする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、原則として 1 店舗あたり 1 ブース約 20 m²（2 間×3 間のテント）とする。

ただし、売店設置可能スペースの都合上、半小間（1.5 間×2 間のテント（約 10 m²））の単位で出店調整する場合がある。

上記のほか、市実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

6 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては市実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、市実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届出をし、別記「露店等の開設における遵守事項」を遵守し、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

また、出店当日の消防検査に協力するとともに、その指導に従うこととする。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚

7 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出する。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ・障スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャッフィー・チャッフィー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の承諾を得ているもの。

- (3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の適正な表示がされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易に調理加工できるものとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを使用し、提供直前に加熱調理する食品や飲料、市販の飲料、かき氷に限る。

(5) 宅配便

(6) その他市実行委員会が特に必要と認めたもの。

9 出店者条件

売店の出店者は、(1)に掲げる条件のうちいずれかに該当し、かつ(2)に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、市内に店舗を有して営業を継続している者

イ キッチンカーについては、当該管轄地保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

ウ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

エ 第74回国民体育大会（茨城国体）以降の国体、国スポ、競技別リハーサル大会に出店実績がある者

オ その他市実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のいずれも満たす者

ア 各競技開催期間中、この要項4で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含む検便検査とする。

カ 申請書提出時点において、市税（湖南省が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 次の①から⑧までのいずれの場合にも該当しないこと。

- ① 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 出店者の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合には、その役員、その支店又は常時契約を統括する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が、暴力団又は暴力団員、もしくは暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑧ 従業員として暴力団員等を常時もしくは臨時的に使用し、又は雇用していないこと。

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費及び施設管理者が徴収する販売手数料は、出店者の負担とする。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、市実行委員会が次に定める出店料を負担する。
 - ア 1店舗あたりの出店料は、次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。
 - ① 湖南省内に住所を有する個人、団体又は湖南省内に事業所を有する法人：1日あたり3,000円
 - ② 上記以外：1日あたり6,000円
 - イ キッチンカーの大きさは概ね5m×2.5mとし、出店料は(2)のアの金額とします。
- (3) 売店設置可能スペースの都合上、半小間(1.5間×2間のテント(約10㎡)の単位で出店となった場合の出店料は、(2)の半額とする。
- (4) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第8号)を提出し、その承認を受けなければならない。市実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書(様式第9号)を発行する。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア、イに掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者
- (5) 出店者は、出店料を市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (6) 既納出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき又はその他特別な理由があると市実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

市実行委員会は、この要項7に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認めた者

12 保健所への手続き

食品衛生法に基づく食品営業許可や営業届出等が必要な出店者は、市実行委員会にこの要項7に規定する出店申請を行う前に、営業許可等を取得しなければならない。

保健所の許可取得に際しては、施設基準にかかる検査を要するため、保健所への申請は日数に余裕を持って行うこと。

13 売店出店許可決定通知書及び売店出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料納付を確認し、食品衛生法に基づく営業許可や営業届出等が必要な出店者においては、当該管轄地保健所からの許可書の写しを確認した後、売店出店許可証（様式第7号）を発行する。

14 売店監督員

- （1）市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- （2）売店監督員は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回してこの要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

15 売店責任者

- （1）出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- （2）売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。なお、変更の際には、当該責任者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードの写しなど官公庁が発行したもので、顔写真のあるもの）を提出すること。
- （3）売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- （4）食品を取扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行なわれるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は管理・運営を第三者に委託すること。
- （2）商品を不当に高額な価格で販売すること。
- （3）指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料の販売（試飲を含む。）及び無償での提供を行うこと。
ただし、飲食の無償提供を行わず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) (1) から (9) に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為を行うこと。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は関係法令及び「わたSHIGA輝く国スポ食品衛生対策要項」を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店管理者の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 市実行委員会が発行する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、景品表示法や食品表示法など、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。また、取引品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品目を表示する看板等を主体とすること。また、飲食物を取り扱う売店にあっては、早期飲食を呼びかけるとともに、その旨を促す看板等を設置すること。
- (5) 販売品等の搬入搬出をする車両には、市実行委員会が別に発行する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入・搬出車両は、1売店につき1台とする。
なお、キッチンカーについても、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、市実行委員会が別途発行するIDカード等を着用すること。なお、必要に応じて、マスク・手袋を着用すること。
- (8) 接客にあたっては、心のこもったおもてなしで、親切丁寧な対応を心がけること。

(9) 飲食物の売店については、次のことを遵守すること

ア 出店者は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。

イ ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は自己の責任と費用負担により適正に行うこと。なお、廃棄物容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

(10) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

(11) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。

(12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

18 管理運営

売店における販売品等及び売店備品の管理は、売店責任者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次の(1)～(4)のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

(1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の発行を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、市実行委員会の売店の運営管理において適当でないと認めたとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23 補填及び補償

- （１）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を市実行委員会に請求することはできない。
- （２）出店者は、天候不良等市実行委員会の責によらない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店や撤去に要した経費等を市実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- （１）この要項に定めるほか、売店の設置に関して必要な事項は別に定める。
- （２）わたSHIGA輝く障スポにおける売店の取扱いについては、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和６年２月１３日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会 会長

申請者住所
商号又は名称
代表者役職名・氏名 印
電話番号

売店出店申請書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ湖南省売店運営設置要項 7 の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望日数 _____ 日間
- 4 出店希望形態 テント (張) ・ その他 ()
- 5 提出書類
 - (1) 売店出店申請書 (様式第 1 号)
 - (2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
 - (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
 - (4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
 - (5) 出店者および販売員の本人確認書類 (運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認できるものの写し)
 - (6) 市税納税証明書 (写しでも可)
 - (7) 法人税 (個人の場合は所得税) 並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 (納税証明書その 3 の 3 (個人の場合はその 3 の 2)) (写し可、発行から 3 か月以内のもの)
 - (8) 当該管轄地保健所の食品営業許可書の写し、模擬店等の食品取扱届出書の写し
※ただし、飲食物を販売・提供する場合に限る

※会場内で複数出店を希望する場合は、(1) ～ (5) を出店ごとに提出してください。

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称							
ふりがな 代表者役職名・氏名							
所在地	〒						
出店担当者	【氏名】 【電話】 【E-mail】 【FAX】						
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】 【携帯】						
業種							
主要取扱品目							
営業開始年月日	年	月	日	従業員数	人		
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号		取得年月日			
				年 月 日			
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有	・	無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有	・	無
国スポ等出店実績							
販売品価格等一覧							
No.	商品名	予定数量	販売価格	許可番号	対象火気器具等の使用の有無		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※ 欄の不足する場合は、別紙に追加してください。

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者	臨時販売員 雇用予定数
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人

※ 従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 駐車車両は1台ですが、会場によっては駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

※ キッチンカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表（市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※ 電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機やホットプレートなど）

※ 消防署への届出に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。
記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

年 月 日

(宛先)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会 会長

住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____ 印

誓約書兼承諾書

わた SHIGA 輝く国スポの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、わた SHIGA 輝く国スポ湖南省売店設置運営要項を遵守します。
- 2 わた SHIGA 輝く国スポ売店設置運営要項 9 の（２）キに定める、暴力団若しくは暴力団と密接に関係を有する者ではありません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間食中毒等における行政処分を受けていません。

国障湖委第 号
年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会 会長

売店出店許可決定通知書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、下記の内容で決定しました。

つきましては、下記指定口座へ、____年 ____月 ____日 () までに出店料を納入してください。

なお、指定日までに納入がない場合は、この通知を取り消す場合があります。

記

1 出店会場 _____ (競技名 : _____)

2 出店形態 _____ テント (____ 張) ・その他 (_____)

3 出店料 _____ 円

4 指定振込口座

金融機関名 :

支店名 :

口座種別 :

口座番号 :

口座名義 :

※振込手数料については、出店者負担となりますのでご了承ください。

【問合せ】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会

電話番号 : 0748-71-2325

FAX : 0748-72-2000

国障湖委第 号
年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会 会長

売店出店不許可決定通知書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、次の理由から不許可としますので、通知します。

不許可理由

【問合せ】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会

電話番号：0748-71-2325

FAX：0748-72-2000

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会 会長

売店出店許可証

年 月 日付で申請があった、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商品または名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ～ 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省売店設置運営要項および関係法令を遵守すること。

年 月 日

(宛先)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会 会長

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____ 印

売店出店料免除申請書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省売店設置運営要項第 10 (4) の規定に基づき免除申請します。

記

- 1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除額 _____ 円 (_____ ブース)
- 3 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他 (_____)

国障湖委第 号
年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南省実行委員会 会長

売店出店料免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会が運営する競技会場内の出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象会場 _____ (競技名 : _____)
- 2 免除額 _____ 円
- 3 免除理由

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他（ _____ ）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、湖南市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監 事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、湖南市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成された時までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他、重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

- 9 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集できないと認めるときは、議決を要する事項および議決日をあらかじめ通知し、書面により表決する方法によりこれを決することができる。この場合において、当該議決日を会議の開催日とし、当該書面の提出があった者を出席者とみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置、専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の承認を得て、湖南省に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年7月22日から施行する。

(書面又は電磁的記録による同意)

2 第11条、第12条及び第13条において会長が、会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第 2 条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 役員は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第 5 条 専門委員の任期はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体又は機関等の役職を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長等の職務)

第 6 条 委員長は専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は出席委員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、代理人に議決を委任した専門委員は出席したものとみなす。

4 専門委員会は必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会会員」という。）を持って構成する。

3 第3条から第7条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中の「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは、「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月15日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 広報及び市民協働に関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 食品衛生及び環境衛生に関すること。 3 医事衛生に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送警備に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市広報基本計画

1 趣旨

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市開催推進総合計画」に掲げる広報基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市広報基本計画」を策定する。

2 目的

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に対する市民の理解や関心、参加意欲を高めるとともに、食や自然、歴史・文化など本市の多彩な魅力を広く全国に発信することで、効果的な広報活動を積極的に推進する。

3 内容

(1) 愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

【主な取組】

- ア 愛称、スローガン等の活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ 大会イメージソング等の活用及び普及

(2) 印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

【主な取組】

- ア ポスター、パンフレット、PR 広報紙等の作成
- イ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載

(3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

【主な取組】

- ア ホームページや SNS 等インターネットによる情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用
- ウ さまざまな広報媒体の活用

(4) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

【主な取組】

- ア 啓発イベントの開催
- イ 市内での既存イベント等との連携
- ウ 市の PR 活動との連携

(5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、大会開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。

【主な取組】

- ア 横断幕、懸垂幕、案内板、カウントダウンボード等の設置

(6) 啓発物品等による広報

啓発物品の作成・配布や協賛物品の活用等により、団体への関心を高める。

【主な取組】

- ア 啓発物品の作成・配布及び協賛物品の活用等

(7) 大会報告書による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書を作成し、後世に伝える。

【主な取組】

- ア 大会報告書の作成

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市市民協働基本計画

1 趣旨

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市開催推進総合計画」に掲げる市民協働基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市市民協働基本計画」を策定する。

2 目的

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

3 内容

(1) 市民一人ひとりの参加で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、さまざまな機会を通じて主体的に参加・協力し、喜びや感動を共有できる大会とする。

(2) 心のこもった温かいおもてなしで来訪者を迎える大会

全国から訪れる大会参加者や一般観覧者をおもてなしの心を持ってお迎えし、ふれあいとぬくもりに満ちた大会とする。

(3) スポーツへの様々な関わりを通じて生涯スポーツを推進する大会

市民が大会を契機に、幅広く生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、市民相互の交流を深め、湖南市のスポーツ推進委員の基本的な目標である「ずっとここに暮らしたい！スポーツでつながきらめき湖南」につながる大会とする。

(4) 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の多彩で豊かな自然や個性あふれる歴史、文化、食などの魅力を再認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する大会とする。

(5) クリーンで快適な大会

環境美化活動等を展開し、クリーンで快適な大会とする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市観光・おもてなし基本計画

1 趣旨

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市開催推進総合計画」に掲げる観光・おもてなし基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市観光・おもてなし基本計画」を策定する。

2 目的

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）への観光・おもてなしについては、湖南市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、湖南市の観光・文化などの多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

3 内容

（１）情報の発信・提供

大会参加者等が必要とする情報（競技、宿泊、交通、観光、物産等）を容易に得られるようにするため、ホームページや SNS、パンフレットなどの情報発信の推進に努め、あわせて戦略的観光 PR を行う。

（２）案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要駅等必要な場所に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う。

（３）歓迎装飾の実施

大会参加者等を心温かく迎えるとともに、開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

（４）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場その他必要な場所に休憩所やふるまいコーナー等を設置する。

（５）売店等の設置

大会参加者等の便宜を図り、地域の特産物等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、競技会場等に売店等を設置する。また、売店等では、ゴミの減量化、持ち帰り運動、分別収集などの環境美化活動を推進する。

(6) 接遇意識の高揚

大会参加者等に心のこもったおもてなしを提供できるよう、関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。